

## 平成27年度 つがる西北五広域連合職員採用試験案内

### 1 平成27年6月7日(日)実施について

受付期間 平成27年4月22日(水)～平成27年5月25日(月)

職 種	採用予定 人 員	受験資格
看護師(助産師含む)	5名程度	左記職種の免許を有する方で昭和56年4月2日以降に生まれた方
認定看護師(救急看護・緩和ケア・糖尿病看護)		
薬剤師		
臨床検査技師		
診療放射線技師		

### 2 受験の制限

次のいずれかに該当する方は、受験できません。

- ・日本国籍を有しない方
- ・[地方公務員法第16条](#)に規定する欠格条項に該当する方

### 3 試験の方法及び内容

試験方法	内 容
教養試験	公務員として必要な一般知識及び知能についての択一式による筆記試験を行います。(40題、2時間) 試験対象者の目安 大学卒・短大卒双方を対象としたもの
作文試験	職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について、作文式による試験を行います。(1,200字以内、1時間)
面接試験	人柄等について、面接により試験を行います。
書類審査	健康診断書に基づき、職務遂行に必要な健康度の有無について審査を行います。また、提出書類の記載事項について検討を行います。

### 4 試験の時間、場所及び合格発表

- ・試験時間：午前9時から
- ・試験場所：つがる総合病院 1階 大ホール
- ・合格発表：平成27年 7月 7日(火)(予定)  
合格者に合格発表日に書面にて直接通知します。  
また、ホームページ(<http://www.tsgren.jp/>)に掲載します

### 5 受験手続

#### (1) 提出書類

次に掲げるものを各1通ずつ、持参または郵送により提出してください。

- ア 履歴書（写真を貼り付けたもの）
- イ 受験職種の免許証の写し
- ウ 卒業証書の写し
- エ 成績証明書（受験職種の資格を取得するための学校のもの）
- オ 健康診断書（労働安全衛生規則第43条に定める「雇入時の健康診断」）

認定看護師を受験する方は、上記書類（イについては、看護師又は助産師の免許証の写し、ウについては、看護師又は助産師の資格を取得するための学校のもの、エについては、看護師又は助産師の資格を取得するための学校のもの）のほか、認定看護師認定証の写しを提出してください。

郵送の場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きしてください。

## （２）受験票の交付

受験票は、平成27年6月1日（月）までに発送予定です。

## （３）受付時間

- ・持参の場合、受付時間は午前8時30分から午後5時までとし、平日のみ受け付けます。
- ・郵送による場合、各試験の受付期間最終日の消印のあるもので、（１）の提出書類が完備されているものに限り受け付けるものとします。

## 6 採用について

平成27年10月1日です。

ただし、合格者であっても、採用までの間に公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないこともあります。

なお、採用の日から6ヶ月間は「条件附採用」であり、その6ヶ月間の勤務状況が良好である場合に正式採用となることを申し添えます。（地方公務員法第22条）

## 7 勤務場所について

原則として、採用後4年程度は、つがる総合病院勤務となりますが、その後、かなぎ病院、鱒ヶ沢病院、つがる市民診療所、鶴田診療所への異動もあります。

## 8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、五所川原市個人情報保護条例第18条第1項の規定（当連合では五所川原市条例を準用しているため）により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求はできませんので、受験者本人が受験票もしくは本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に人事課へ直接おいでください。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日は受け付けません。）

## 9 問い合わせ、受験申込先

〒037 0074 青森県五所川原市字岩木町12番地3 つがる総合病院3階  
つがる西北五広域連合病院運営局人事課  
電話0173 26 6363

## 地方公務員法

第 16 条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 5 章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 労働安全衛生規則

第 43 条 事業者は、常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。ただし、医師による健康診断を受けた後、3 月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。

- (1) 既往歴及び業務歴の調査
- (2) 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
- (3) 身長、体重、腹囲、視力及び聴力（1,000 ヘルツ及び 4,000 ヘルツの音に係る聴力をいう。）の検査
- (4) 胸部エックス線検査
- (5) 血圧の測定
- (6) 血色素量及び赤血球数の検査
- (7) 血清グルタミンオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンピルピクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマ グルタミルトランスペプチダーゼ（GTP）の検査
- (8) 低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査
- (9) 血糖検査
- (10) 尿中の糖及び蛋白の有無の検査
- (11) 心電図検査

\* このほか、喫煙歴や服薬歴の問診があったり、あるいは年齢によって省略可能な項目もあります。受診の際に「雇入れの健康診断」であることを教えてください。